

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料 <u>医科点数表等</u>により算定した点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料 <u>医科点数表及び歯科点数表</u>により算定した点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p><u>(7) セカンドオピニオン相談料</u> <u>相談時間30分まで1,050点、その後15分までごとに525点</u></p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。